○国土交通省告示第七百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5830号	膨脹式救命いかだ（タンカー用）	ＦＲＮ－ＳＶ－15	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5831号	自動復原膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－Ｒ－25Ｊ型	〃	〃
第5832号	進水装置用膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－ＳＮ－30ＪＤ型	〃	〃
第5833号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－35ＪＤ型	〃	〃
第5834号	救命浮器（膨脹式）（一般用）	ＦＲＮ－ＰＦ－55Ｊ型	〃	〃

○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和七年八月一日次のとおり決定された。

令和七年八月五日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、新座市、東京都練馬区	国有	土地…約一五、〇〇〇平方メートル 建物…約二、四〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月一日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、相馬原演習場及び陸上自衛隊相馬原駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八八	相馬原演習場	高崎市、群馬県北群馬郡榛東村	国有	土地…約一一、八〇〇平方メートル 建物…約一一〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月六日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、伊丹駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一七七	千僧駐屯地	伊丹市	国有	建物…約九四〇平方メートル 工作物等…水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間…令和七年八月四日から同年九月七日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊千僧駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六六	伊丹駐屯地	伊丹市、川西市	国有	土地…約二、一〇〇平方メートル 建物…約一、四〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年八月四日から同年九月五日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設の一部を、日米地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六一	小松飛行場	京丹後市	国有	土地…約八、五〇〇平方メートル 建物…約一、九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十二日から同月二十四日までの間、訓練の展開及び撤収に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のために必要な追加期間 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、航空自衛隊経ヶ岬地位協定第二条第四項(b)及び区域として提供する。ただし、施設及び区域は、地位協定の関連ある条項が適用される。